債務者の破産手続開始による株式執行手続の失効の基準時

【文 献 種 別】 決定／最高裁判所第二小法廷
【裁判年月日】 平成 30 年 4 月 18 日
【事 件 番 号】 平成 29 年（許）第 13 号
【事　件　名】 株式差押命令取消決定に対する執行抗告棄却決定に対する許可抗告事件
【裁 判 結 果】 棄却
【参 照 法 令】 破産法 42 条
【掲　載　誌】 民集 72 巻 2 号 68 頁、裁時 1698 号 1 頁、判タ 1452 号 30 頁、金判 1546 号 8 頁、金判 1550 号 56 頁

LEX/DB 文献番号 25449418

事実の概要

抗告人Xは、株券が発行されていない株式（社債、株式等の振替に関する法律 128 条 1 項に規定する振替株式を除く。以下同じ。）である債務者保有の株式に対する差押命令（以下「本件差押命令」という。）を得た。上記株式につき売却命令による売却がされた後、配当表記載の抗告人Xほか 1 名の配当額について配当異議の訴えが提起された。そのため、上記配当額に相当する金銭の供託がされたが、その供託の事由が消滅する前に債務者が破産手続開始の決定を受け、その破産管財人Yが執行裁判所に本件差押命令の取消しを求める旨の上申書を提出した。

本件は、執行裁判所が、以上の事実経過の下において、本件差押命令に係る強制執行の手続（以下「本件強制執行手続」という。）が破産法 42 条 2 項本文により破産財団に対してはその効力を失うことを前提として、職権により本件差押命令を取り消す旨の決定をしたため、本件強制執行手続に同項本文の適用があるか否かが争われている事案である。

原々決定（東京地決平 29・1・16 金判 1546 号 14 頁〈参考収録〉）

差押命令を取消し。

原決定（東京高決平 29・3・28 金法 2078 号 91 頁①事件）

1 「破産法 42 条 1 項及び 2 項は、破産手続開始の決定があった場合、破産財団に属する財産に対する強制執行で破産債権等に基づくものは、失効する旨定めているところ、上記の<u>対象となる強制執行とは、破産手続開始の決定までに、執行手続が終了していないものをいい、売却命令に基づく換価が実施された場合の執行終了時期は、債権者に対する配当又は弁済金交付が終了したときである。</u>本件差押命令に基づく執行手続は、債務者に対する破産手続開始決定時、配当留保供託がされ、その手続は終了していなかったから、上記各条項の対象となるというべきである。

この点について、抗告人Xは、本件差押命令に基づく執行手続では、既に配当期日が指定され、配当表に基づいて配当が実施され、抗告人X及び外 1 社に対する関係で、配当異議の申出があったために配当が実施されていないにすぎず、債務者からの取立ては完了し、本件株式を換価した金員は、差押債権者共同の財産を構成し、破産財団に属する財産とはいえない旨主張する。

しかし、配当留保供託では、権利確定等に伴う配当等の実施が予定されていること（民事執行法 92 条）、破産法 42 条 1 項の場合は、同条 2 項により、破産管財人が当該財産又は当該財産が換価され代金に変わっている場合にはその代金についての管理処分権を行使できると解されること、配当異議訴訟の結果によっては、配当留保供託された代金の一部が債務者に交付されることからすると、当該財産が換価され配当留保された金員は破産財団に属する財産に当たるというべきである。

したがって、抗告人Xの上記主張は採用できな

い。」

2 「抗告人Ｘは、本件差押命令を取り消して、抗告人Ｘに対する配当予定額を破産財団に帰属させると、①既に配当を受けた他の債権者も、破産事件での配当手続に参加でき、配当手続において異議の申出をし、配当金を受領した債権者は二重に配当を受けること、②債務者が債権者と通じて、他の特定の債権者を害する目的で、あえて他の特定の債権者に対する配当異議の申出を行わせて配当異議訴訟を提起させ、自己破産申立てを行うといった可能性を否定できないことから、債権者間に不公平が生じるのであって、不合理である旨主張する。

しかし、抗告人Ｘの指摘する①の点は、執行手続と破産手続は別個のものであるから、執行手続で配当を受けた債権者がなお債権を有する場合に、破産債権者として配当を受けることがあったとしても、それ自体では、債権者間の公平を害し、不合理であるということはできない。また、抗告人Ｘの指摘する②の点は、破産法上の否認権の行使や不法行為責任の追及などによって解決すべき事項である。

したがって、抗告人Ｘの上記主張は採用できない。」

決定の要旨

抗告棄却。

「2　所論は、株券が発行されていない株式に対する強制執行の手続は、売却命令による売却がされ、執行官が売得金の交付を受けた時に終了したとみるべきであり、以後破産法 42 条 2 項本文の適用はないから、本件強制執行手続に同項本文の適用があるとした原審の判断には、法令解釈の誤り及び判例違反がある旨をいうものである。

3　株券が発行されていない株式に対する強制執行の手続において、当該株式につき売却命令による売却がされた後、配当表記載の債権者の配当額について配当異議の訴えが提起されたために上記配当額に相当する金銭の供託がされた場合において、その供託の事由が消滅して供託金の支払委託がされるまでに債務者が破産手続開始の決定を受けたときは、当該強制執行の手続につき、破産法 42 条 2 項本文の適用があるものと解するのが相当である。その理由は、以下のとおりである。

破産法 42 条 2 項本文は、破産手続開始の決定があった場合には、破産債権に基づき破産財団に属する財産に対して既にされている強制執行の手続は、破産財団に対してはその効力を失う旨を規定するところ、上記決定当時、既に強制執行が終了しているときは、同項本文の適用はない。

株券が発行されていない株式に対する強制執行の手続においては、執行裁判所は、当該株式につき売却命令による売却がされた場合、配当等を実施しなければならないとされている（民事執行法 167 条 1 項、166 条 1 項 2 号）。そして、配当表記載の債権者の配当額について配当異議の訴えが提起されたために上記配当額に相当する金銭の供託がされた場合において、その供託の事由が消滅したときは、裁判所書記官が供託金について配当等の実施としての支払委託を行うことが予定されているのであって（民事執行法 167 条 1 項、166 条 2 項、91 条 1 項 7 号、92 条 1 項、民事執行規則 145 条、61 条、供託規則 30 条 1 項）、上記供託金は、上記支払委託がされるまでは、配当等を受けるべき債権者に帰属していないということができる。そうすると、この場合における上記強制執行の手続は、売却命令により執行官が売得金の交付を受けた時にはもとより、その後も上記支払委託がされるまでは終了しておらず、それまでの間に債務者が破産手続開始の決定を受けたときは、破産法 42 条 2 項本文の適用があるものと解することができる。

4　以上によれば、本件強制執行手続には破産法 42 条 2 項本文の適用がある。これと同旨の見解に基づき、執行裁判所が職権により本件差押命令を取り消すことができるとした原審の判断は、正当として是認することができる。所論引用の大審院判例は、いずれも事案を異にし、本件に適切でない。論旨は採用することができない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

（裁判長裁判官　山本庸幸　裁判官　鬼丸かおる　裁判官　菅野博之）」

判例の解説

一　問題の所在

破産手続は、個別的な権利行使を制約して破産財団を確保しつつ、それを所定の債権者に平等に分配する仕組みが採用されている。破産債権者は、債権届出の方法により破産手続に参加することによって権利を行使するべきものとされ（破産法 103 条）、それ以外の方法による権利行使を原則として禁止されている（同法 100 条）。そのような観点から、破産手続の行使に関する個別の執行手続については、債務者の破産手続開始決定があった場合には失効するものとされ、また、あらたに強制執行手続を行うことはできないものとされている（同法 42 条）。他方、強制執行手続が終了していた場合には、執行手続に関する上記の規律は直接的には適用されない（なお、執行行為の否認の制度の適用の可能性については、後述する。）。

本件では、株券が発行されていない株式に対する強制執行が係属し、その手続において配当異議の訴えが提起されたことに伴い、いわゆる配当留保供託（民事執行法 91 条 1 項 7 号、166 条 2 項、167 条）がなされていた場合において、債務者に破産手続が開始したという事案であり、その場合に、同法 42 条 2 項により、執行手続が執行するかどうかが問題となった。

二　本件に関する執行手続の仕組み

前提として、本件に関する執行手続の仕組みを整理しておく。本件は、株券が発行されていない株式（社債、株式等の振替に関する法律 128 条 1 項に規定する振替株式を除く。）である。これに関する強制執行は、民事執行法 167 条による。そして、本件では、売却命令（同法 167 条、161 条）がなされて売却された。その後、配当表が作成されたが、配当表記載の抗告人Ｘほか 1 名の配当額について配当異議の訴えが提起された（同法 167 条、166 条 2 項、90 条）。配当異議の訴えが提起されると、配当等を受けるべき金額は供託されるものとされており、本件でもその供託（配当留保供託）がなされた（同法 167 条、166 条 2 項、91 条）。そして、この状態で、債務者について破産手続が開始したのが本件である。

三　執行の手続の終了時期

本件の執行手続であるその他の財産権に関する強制執行は、債権執行の例によるものとされている（同法 167 条 1 項）。ところで、債権執行の手続の終了時期については、一般に、差押命令に基づく取立て完了時又は差押命令及び転付命令が確定した時であるとされている（中野貞一郎＝下村正明『民事執行法』（青林書院、2016 年）327 頁）。本件では、上記のとおり売却命令を経た後に配当留保供託がなされている場合に、執行手続の終了時期がいつかが争われたものである。

四　本決定の判断

本決定は、売却命令に基づく換価が実施された場合の執行終了時期は、債権者に対する配当又は弁済金交付が終了したときであるとした。その理由として、上記供託金は、上記支払委託がされるまでは、配当等を受けるべき債権者に帰属していないということができる。そうすると、この場合における上記強制執行の手続は、売却命令により執行官が売得金の交付を受けた時にはもとより、その後も上記支払委託がされるまでは終了していないとしている。

さらに、本決定は、抗告人の主張する 2 点について触れていないが、抗告審決定がこの点について述べている点は実質論としては参考となる。すなわち、抗告人Ｘの指摘する①の点は、執行手続と破産手続は別個のものであるから、執行手続で配当を受けた債権者がなお債権を有する場合に、破産債権者として配当を受けることがあったとしても、それ自体では、債権者間の公平を害し、不合理であるということはできない。また、抗告人Ｘの指摘する②の点は、破産法上の否認権の行使や不法行為責任の追及などによって解決すべき事項であるとされている。

五　本決定の位置づけ

本決定の上記内容は、概ね、債権執行の終了時期に関する一般的な理解と整合する内容であると思われる。この点、担保競売手続における根抵当権者の被担保債権につき生じる遅延損害金への供託金に関する充当範囲をさだめるに当たり、供託金の支払委託がされた時点をもって配当金の充当

対象となる被担保債権を決定することとし、その時点までに生じた遅延損害金への法定充当を認めており（最判平 27・10・27 民集 69 巻 7 号 1763 頁）、本決定もこれと整合する判断を示したと評価されるとの指摘がある[1]。

結論の実質的妥当性について、Ｘの主張するような点が問題となる余地があるとしても、現決定の説示内容には十分な合理性があり、それを維持した本決定は相当であると考えられる。

本決定を前提として、配当留保供託された供託金の取扱いがどのようになるかも実務上問題となりうる。この点については、当該執行手続が失効することにより、供託金の留保原因が消滅し、供託金は債務者に帰属することとなる。破産管財人はその管理処分権に基づき、当該供託金の払渡しを受けることとなると思われる。

六　執行行為の否認との関係

本件では、執行行為が終了していないことにより、破産法 41 条の適用が問題となったが、仮に債務者の破産手続の開始直前に執行手続による配当等が終了していたような場合（あるいは、より厳密には、配当留保供託の原因が消滅して支払委託がなされていたような場合）には、執行行為の否認（破産法 165 条）が問題となりうることには留意を要する。すなわち、破産手続開始直前で債務者が実質的危機時期にある場合には、執行行為による回収行為自体が否認権行使の対象となる可能性がある。

●――注

1）杉本和士「判批」法教 465 号 143 頁。

弁護士　**木村真也**